

懲戒規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟(以下「連盟」という)倫理規程に違反するなどの不適切な行為の根絶を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用対象）

本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 評議員、理事及び監事（以下「役員等」という）
- (2) 名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉職等」という）
- (3) 定款第41条に規定する専門委員会、倫理委員会及び調査委員会等の委員（以下「委員等」という）
- (4) 称号・段位審議会規程第3条に規定する審議会委員（以下「審議会委員」という）
- (5) 審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程に規定する審査委員、審判委員及び講師
- (6) 職員
- (7) 連盟に登録している者

第3条（違反行為）

前条に列挙する者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 競技者及び指導対象者などに対して、暴行、暴言、いじめ、パワーハラスメント等を行うこと
- (2) 競技者及び指導対象者などに対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為、性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと
- (3) 競技者及び指導対象者などに対して、技量の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと
- (4) 競技会等の円滑な運営を妨げ、あるいは、施設の不適切な利用等を行うこと
- (5) 補助金等の不正受給、不正使用、連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、又は約束すること
- (6) 反社会的勢力と関係を有すること
- (7) 法令や連盟の競技者規程その他の規程、処分等に違反すること
- (8) 弓道の品位を害し、又は連盟の名誉を毀損させる行為
- (9) 連盟の機密事項を漏洩すること
- (10) そのほか、各号に準ずる不適切な行為

第4条（違反行為に対する懲戒の種類）

1 前条に定める違反行為をした者（以下「違反者」という）は、その内容及び情状に応じて次の各号の懲戒処分を受ける。ただし、職員に対する懲戒は、本規程によらず、服務規程第41条に基づいて行う。また、違反者が第2条に列挙する各役職の複数に該当する場合、それらの処分を併せて実施することができる。なお、(3)及び(4)において、「資格」とは委員等、審議会委員、審査委員、審判委員、講師の各資格を、(5)において、「登録」とは段級位及び称号の登録をそれぞれ指す。

- (1) 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- (2) 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- (3) 資格停止：違反者の資格を5年以下の一定期間停止する。
- (4) 資格取消：違反者の資格を取り消す。
- (5) 登録停止：違反者の登録を5年以下の一定期間停止する。

- (6) 除名：違反者を役職から永久に除名し、又は、違反者の連盟への登録を抹消し再登録を認めない。
 - (7) 減給：有給の違反者については、その報酬を一定の期間、一定の割合減額する。
 - (8) 降格：段級・称号を有する違反者については、違反者に予告した日から10日後に下位の段級・称号へ移行させる。
 - (9) 諭旨退任：役員等及び名誉職等の違反者については、諭旨により退任願を提出させるが、これに応じないときは解任する。
 - (10) 解任：役員等及び名誉職等の違反者については、即時に解任し、役員等及び名誉職等への就任資格を凍結する。
- 2 違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
 - 3 処分の種類及び内容は、別表を基準として、次の事情を考慮して決定する。
 - (1) 違反行為の態様（故意か過失か、悪質か、偶然的か計画的か、単独か複数人によるか、主導的か従属的か、単発的か連続的か）
 - (2) 違反行為の動機（同情の余地があるか、私欲のためではないか）
 - (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
 - (4) 違反行為により発生した結果の重大性（実害の大小、被害者の多少）
 - (5) 被害者にも責任の一端があるか
 - (6) 被害が回復されたか
 - (7) 違反者に改悛の情がみられるか
 - (8) 違反行為の社会に与えた影響の大小

第5条（公正の保持）

懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

第6条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の連盟以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、連盟は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。

第7条（懲戒処分と損害賠償）

違反者が故意又は過失によって連盟に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

第8条（違反者の処分の解除・復権）

- 1 本規程により1年を超える期間の資格停止処分を受けた者は、処分開始日から1年を経過した後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。
- 2 本規程により資格取消処分を受けた者は、処分開始日から3年経過後、会長に対し、復権申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、復権を求めることができる。
- 3 本規程により登録停止処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。
- 4 会長は、倫理委員会に1項ないし3項の書類一式を回付する。
- 5 倫理委員会は、1項ないし3項の申請者を聴聞のうえ、処分解除・復権相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。
- 6 会長は、理事会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

第9条（通報窓口）

- 1 連盟は、第3条に規定する違反行為の通報・相談を受け付けるため、事務局内に通報窓口を設置する。
- 2 前項の通報・相談は非公開とする。

第10条（諮問）

会長は、第2条に規定する者（以下「対象者」という）が第3条に定める違反行為を行ったおそれがあると認めた場合、倫理委員会に対し、その事案について調査・審問を行って処分に関する意見を提出することを請求する（以下「諮問」という）ことができる。ただし、対象者が連盟に登録されていないことが判明した場合は、同人が再度登録を行った時点で本規程の対象となる。

第11条（答申）

- 1 倫理委員会は、諮問から原則として6か月以内に、会長に対し、書面をもって答申する。
- 2 前項の答申書面には次の事項を記載するものとする。
 - (1)対象者の表示
 - (2)処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3)処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4)処分ないし処分不相当の理由
 - (5)倫理委員会における審理手続の経過
 - (6)処分を受けた対象者が以後留意すべき事項及び同種の問題が生じないようにするために連盟として以後講じるべき対応策

第12条（処分の決定）

- 1 会長は、前条1項の答申を受けたときは、これを速やかに理事会に諮るものとする。
- 2 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分を決定する。
- 3 会長は、前項の決定に基づき、対象者に対して以下の事項を記載した書面をもって処分の決定を通知するとともに、その旨連盟の刊行する「弓道」誌に掲載する（処分を不相当とする場合を除く）。
 - (1)対象者の表示
 - (2)処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3)処分を相当とする場合においては処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4)処分ないし処分不相当の理由
 - (5)決定の年月日
- 4 処分の決定は、前項の通知が対象者に到達したときに効力を生じる。
- 5 会長は、2項の処分の理由及び前条2項（6）の提言を踏まえて、対象者に対して必要な指導を加えるとともに、連盟の運営全般について適切な措置を講じなければならない。

第13条（小委員会の設置）

- 1 倫理委員会委員長は、事案を審理するため、必要に応じて、その指名する3名以上の倫理委員による小委員会を設置し、その委員長を指名することができる。
- 2 前項の場合においては、その小委員会の議決が倫理委員会の議決とみなされる。

第14条（倫理委員の除斥・忌避・回避）

- 1 倫理委員は、自己又は自己と特別の利害関係を有する者にかかる事案については除斥される。この事由があるときは、職権又は申立により、当該倫理委員を除く3名の倫理委員による合議によって除斥を決定する。
- 2 対象者は、倫理委員について、審理の公正が疑われる事情があるときは、忌避の申立をすることができる。この申立については、当該倫理委員を除く3名の倫理委員による合

議によって判断する。

- 3 倫理委員は、自己が関与することによって審理の公正が疑われるおそれがあると考えるときは、回避することができる。

第15条（倫理委員会における審理手続）

- 1 倫理委員会は、第10条の諮問があったときは、対象者に対し、諮問の内容及び倫理委員会における審理手続の概要を書面をもって通知するとともに、相当の期限を定めて諮問の内容に対する意見提出の機会を与える。
- 2 倫理委員会は、諮問された事案について、職権又は申出によって必要と認める調査・審問を行うものとする。
- 3 倫理委員会は、前項の調査のため必要と認めるときは、一人又は複数の倫理委員に調査を行わせることができる。
- 4 倫理委員会は、前2項の調査・審問の結果に基づいて、これを構成する倫理委員の合議をもって答申の内容を決定する。合議において可否同数の場合は倫理委員会委員長（第13条の小委員会が設置されたときはその小委員会委員長）が決する。

第16条（手続の秘密性）

倫理委員会の手続及びその手続において得られた資料は、これを非公開とする。

第17条（不利益取扱いの禁止）

- 1 連盟及び加盟団体は、違反行為の通報者及び調査協力者（以下「通報者等」という）が通報又は調査に協力したこと等（以下「通報等」という）を理由として、通報者等に対して不利益取扱いを行ってはならない。
- 2 対象者は、通報者等の氏名等を知り得た場合に、通報等を理由として、通報者等に対する報復行為、差別的処遇等の不利益取扱いを行ってはならない。
- 3 連盟及び加盟団体は、通報者等が通報等を理由に不利益な取扱いを受けることがないように、必要かつ適切な措置を講じる。

第18条（機密の保持）

倫理委員会委員及び懲戒に関する調査・審問に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第19条（通知）

連盟は、第12条4項により処分の決定が効力を生じた後は、関係者の名誉やプライバシーに十分に配慮した上で、速やかに、通報者に対して、処分の内容について通知する。ただし、通報が匿名でなされたものである場合は除く。

第20条（その他）

- 1 この規程に定めのない事項は、理事会が決定する。
- 2 この規程の改定は、理事会の議決によって行うことができる。

附 則

第1条 この規程は、平成26年9月25日制定。

第2条 この規程の改正は、平成30年3月11日から施行する。

第3条 この改正規程施行の際に、すでに諮問がなされている事案の審理手続については、なお従前の例による。

処分の基準

第4条第1項 の各号	注意	戒告	資格停止	資格取消	登録停止	除名	減給	降格	諭旨退職	解任
第3条の各号										
1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4号	○	○	○	/	○	/	○	○	/	/
5号	/	/	/	○	/	○	/	/	○	○
6号	/	/	/	○	/	○	/	/	○	○
7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8号	○	○	○	/	○	/	○	○	/	/
9号	○	○	○	/	○	/	○	○	/	/
10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○